

# 大津市食育推進ネットワーク(食育ネットおおつ) 登録基準

## 1. 名 称

「大津市食育推進ネットワーク」は、通称として「食育ネットおおつ」(以下「本会」という)と称する。

## 2. 趣 旨

大津市内において、食育に携わるさまざまな分野の関係者が広くネットワークを構築し、相互の情報を共有するとともに、主体的かつ多様な連携・協働を図り、食に関する意識の啓発と地域に根ざした食育のより一層の推進に資するものとする。

## 3. 活動内容

- (1) 食育に関する啓発及び普及
- (2) 食育に関する情報の収集および提供
- (3) 会員相互間の連携促進
- (4) 大津市が実施する食育事業への協力
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

※「第3次大津市食育推進計画 食べつなぐ～健康・環境・伝統～」に則し、日頃の活動の中で、それぞれの立場から、市民に対して「食育」の推進活動を行ってください。

## 3. 資 格

大津市内で食育に取り組んでいるまたは取り組もうとしている個人、団体、学校、企業、その他機関であって、大津市食育推進ネットワークの趣旨に賛同する者。

ただし、次の項目に該当したときは会員の資格を失うまたは登録しない。

- (1) 本会の目的に反する行為があったとき
- (2) 虚偽や誇張があるなど事実と異なったとき
- (3) 政治・宗教活動を伴うもの
- (4) 法令その他公序良俗に反するもの
- (5) その他適当でないと市が認めた場合

## 4. 登録等手続き

- ・「大津市食育推進ネットワーク登録申込書」に必要事項を記入の上、大津市保健所衛生課へ提出する。
- ・退会の申し出がない限り、次年度以降も登録を継続する。
- ・登録内容に変更が生じた場合または退会する場合は、衛生課に申し出る。

## 5. 活動報告書の提出

- ・一年間の活動内容について、「取組状況調査書」により衛生課に報告する。
- ※毎年度、2月頃に依頼します。